

令和3年度大学入学者選抜実施要項（令和2年6月19日付け 2文科高第281号文部科学省高等教育局長通知）
における「調査書記入上の注意事項等について」に係るQ & A

大阪府教育庁高等学校課生徒指導グループ

標記の件について、文部科学省に問い合わせた結果を踏まえて以下のとおりお示しさせていただきます。
ご参考にしていただきますようお願い致します。

実施要項 17 ページ

4

Q. 【調査書は、日本産業規格A4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。なお、枚数は任意とする。】とあるが、A4判でなければならないのか。A3判は不可か。また、複数枚になった場合、生徒名が記載されていない用紙や公印がない用紙が出てくるが、構わないのか。

A. A4判での作成をお願いします。

生徒名が記載されていない用紙や公印がない用紙が出てくると、当該生徒のものであることが区別できなくなり、個人情報の誤配付等につながる恐れがありますので、①欄外に生徒名を記入する、②印刷機により出力した後ステープラでまとめる等の工夫をしていただきますようお願いいたします。

なお、府の校務処理システムで出力した場合は、欄外（右上）に生徒名が記載されます。

実施要項 20 ページ

14

Q. 【「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

（中略）

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。とあるが、「別紙」を活用するのはどのような場合か。

A. 「備考」欄に記載することができない場合に「別紙」を使用することを想定しています。

大阪府の校務処理システムにおける「備考」欄への入力可能文字数は全角で最大**5,500文字**です。したがって、5,500文字を超えて「備考」欄への記入が必要な場合や文字以外の図や表等の記入が必要な場合は「別紙」を使用していただく必要があります。

また、「別紙」については、様式は特に定めておりませんので、各学校でご準備いただくことになります。その場合、調査書「8. 備考」中に記載している「別紙」であることが分かるようにしてください。

実施要項 21 ページ

1 7 (1) 第3学年の評定欄の記載方法

Q. 【「総合型選抜及び学校推薦型選抜への出願に当たり、臨時休業により第3学年の評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とすること（例：「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため記載不可。」）。」】とあるが、「3年生全員の評定を記載できない場合」を想定しているのか。もしくは「一部の生徒が（本人の事情等により）欠試した場合」にも適用できるのか。

A. 上記内容は学校の臨時休業により、十分に学習活動を行うことができず、「3年生全員の評定を記載できない場合」を想定しています。

したがって、現時点においては、府立学校では学習活動を行うことができているため、成績算出のうえ、評定を記載してください。

Q. 本校では考査を一度しか行うことができない。仮にその考査を忌引や本人の事情等により欠試した生徒がいた場合には、どのように評定の算出をすればよいか。

A. まずは、考査が一度しか実施できないこと、またこの考査点が成績算出の重要な資料になることを、生徒及び保護者に対して事前に十分にご説明ください。

そのうえで、やむを得ず欠試した生徒に対しては、各学校の内規や過去の事例等に照らし日々の学習活動等の観点別評価も踏まえ、総合的にご判断ください。評定の算出が困難な場合は、追試験や補習等を実施したり、課題を課したりする方法も考えられます。

※調査書への記入方法については、実施要項 17 ページ「3」にも【関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること】とありますように、各学校においてご対応ください。

実施要項 23 ページ

別紙様式 2 活動報告書のイメージ例

Q. この「イメージ例」はどのような時に使用するのか。

A. 実施要項 6 ページ「5 志願者本人が記載する資料等の活用」における活動報告書のイメージ例です。

活動報告書は生徒本人が記入をするものであり、調査書とは別のものです。